

漁家経営の経済学的研究の 方法について—Ⅱ*

—漁業制度改革が見落したものの—

新 川 伝 助

On the method of the business-economic
study of fishing family (2)

—Several points which the reform of the fishing
system after the War has overlooked.—

By

Densuke SHINKAWA.

The reform of the fishing system in Japan after the war aimed apparently at (1) democratization of the fishing village where the old feudalistic tradition prevailed as yet and (2) improvement of the low productivity of fishing family which consists of the main elements of the coastal fishing in Japan. The reform has been materialized in the fishing corporation law (1948) and in the new fishing law (1950). But the history of ten years since the reform has proved contrary to the aim and been obliged to review to-day whether the fishing family has actually been improved in his income or not, whether the measures taken through these laws has been correct or not. The publication of "The fundamental problems and the fundamental policies therefor" last autumn is one of the symptoms. This article is to deal with the analysis of its cause.

1. The Japanese fishing was severely damaged due to the war and its production decreased down to one-third of the pre-war level. Its recovery after the War was planned, first of all, to resume the course of the imperialistic, expansionistic fishing as seen in the pre-war time. The priority to the big business and oceanic fishing sections in financing and in affording facilities of the supply of materials was proceeded from the Government. The reform for the improvement of fishing family was entirely out of range.
2. But the reform of the fishing village was requested from various sides: one from

※ 水産講習所研究業績 第326号, 1961年2月8日 受理.
Contribution from the Shimonoseki College of Fisheries, No. 326.
Received Feb. 8, 1961.

civilian and the other from the Occupation Forces. They were coincident in the democratization of the fishing village. Because the source of the Japanese militarism was thought to have been in the agricultural and fishing villages. The nuance of requests for the reform was different, but they obliged the Government to set about the reform.

3. In the reform the Government aimed at how to maintain the control organization, namely the fishing organizations from central down to local, and at the same time to continue their political and economic influence upon the fishing village. The reform carried out by the Government was not to materialize the democratization, nor the improvement of the low productivity of the fishing family economy. Because the reform did not touch the production process itself of the fishing family.
4. In the reform the fishing family business has been organized in the fishing corporation in each district, but the in activity in fishing, sale of catch and purchase of materials, the fishing family is not amalgamated in the corporation. The fishing family and the corporation stand independent, in the dualistic position. How the fishing family carried on his activity is let laissez faire. Thus the low productivity of fishing family has not been solved; he catches and sells fishes as he did before. Whether he utilizes the corporation or not is free to him. Everything remains status quo ante. This is the reason why the reform has failed. This article sees its causes in the organization of the fishing corporation and the policy taken by the Government towards the fishing family.

(一) 制度改革の背景

敗戦後の日本漁業は、漁家経営を中心としてみると、二つの段階に分れる。一つは25年4月の水産物の価格および配給統制撤廃までの戦時統制から自由経済への復帰の過程であって、23年の水産協同組合法、24年の漁業法の制定などが含まれる時期であり、他はそれ以後、漁業協同組合への漁家の統合が漁家経営にどれだけの变化を齎したか、換言すれば、漁業協同組合方式の得失が実験されていた時期である。前の時期は戦後の混乱期で、民主化の声によって以前の総ゆる制度や方式が拒否されながら、では如何に再建するか、という点について必ずしも適確な、具体的な案が出たともいえなかったと同時に、支配階層でも、戦時経済統制の上に安座していた形を新機構の下で如何に維持するか、そのためには機構改革の限界をどのようにひくか、に苦慮してきた過程であり、政府、民間およびGHQの三つが複雑に絡み合って、この過程を多彩なものにした時期である。後の時期は漁業協同組合方式が水面の総合的利用、漁業生産力の発展および漁業の民主化に対して具体的に果してどれだけ寄与するか、という漁業内部の問題ばかりでなく、国民経済の一部門としての観点から、漁業自体の発展が他産業の発展と比例的調和を保持し得るかどうかを改めて検討されなければならない程に矛盾を露呈するに至った過程であり、35年の『漁業の基本問題と基本対策』につらなる時期である。従って、ここでは漁業協同組合方式が戦前の漁家経営に比べて優れた点をもつとしても、それでもなお他産業と比例的調和を保ちつつ発展できないとすれば、では漁家経営のあり方を更にどのように改善しなければならないかを日程に出さざるを得なくなった程に漁家経営構造の基礎が動揺してきたこと、それは農業における農家経営方式の再検討と並んで、漁業モンロー主義の下での漁家経営の崩壊を示す過程の発展した時期である。

この二つの時期の漁業を国民経済的に特徴づけるものは敗戦による国民経済の崩壊のなかから、軍国主義

の旧体制が温存されながら、経済再建が進められてきたということであるが、このことは漁業制度の改革過程をも一貫する基本的傾向である。ただ公海漁場の遠洋漁業とここで取扱う沿岸漁家漁業とでは現象の仕方、重点のおかれる個所が違っているというだけのことで、漁業発展の主流からはずされ、国民経済発展のシワ寄せとして整理の対象におかれているものが漁家だという点は戦前も戦後も同様である。このような結果を、漁業制度改革当時、誰が予想していたであろうか。制度改革当時、漁家経営の将来は明るい、と殆んどすべての者が期待し、そう述べていた。にもかかわらず結果は逆である。この原因は何か。この論稿の目的は制度改革にまで遡って、この見落されていた要素を析出することである。

（二） 漁業制度改革における二つの外部的推進力

敗戦後の漁業再建に当って政府が沿岸漁業の中核たる漁家経営のあり方を改革する必要を感じていたかどうかは疑問である。20年12月24日の閣議が漁船建造2カ年計画を決定し、22年に10億貫（約375万吨）の漁獲を予定し、所要漁船として木船34,030隻、鋼船1,214隻の新造をきめ、21年春、農林省が33万吨（木船11万吨、鋼船22万吨）の造船計画をGHQに申請したこと、他方21年度として、所要燃料油別に重油漁業345百万貫、軽油漁業85百万貫、無動力船漁業320百万貫、貝藻類215百万貫、計965百万貫の生産計画を樹てていること、同年8月には日水および大洋をして南氷洋の国際捕鯨に参加させていること（注）他方、民間からの漁業制度改革の声に対して、同年11月、漸く農林省水産局内に漁業制度審議企画室を開設したこと、などの措置を一貫するものは戦前の漁業基盤の上に戦後の発展を再現することだったからである。

（注）官庁編纂の農林省年鑑でさえ『南鯨は日銀融資と幹旋融資が多額に上つていた点、出漁所要資材が別枠によつて配給されている点、および、その主要製品である鯨油買取が公団によつて保証されていた点より見て、多分に国家的保護の厚い部門であつた』と述べている。（51/2年版）

戦後、漁業の民主化を目標とした制度改革運動は民間から起っている。一つは下からの、他は上からの運動である。前者は20年10月、全日本海員組合の結成を契機として、同年11月、静岡県焼津町で結成された日本漁民組合とその全国的拡大である。漁民組合は水産業労働者の生活確保、漁村文化の向上、業界民主化による生産増強、資本制漁業の独占排撃、協同組合方式による遠洋漁業の復活、水産貿易の促進などを目標に掲げ、社会党内に本部をおき（組合長、田原春次）、組織、教育出版、青年、婦人、政治、資材、国際、協同組合の8部の外に、水域別に北洋、南洋、大洋、近海、東京湾、瀬戸内海、日本海および河川海沼の8部、計16部をもつ全国的組織であつて、21年8月には組合員約10万に発展し、同月、衆議院に社会党が提出した漁民協同組合法案は実はこの漁民組合の要請を基礎としたものだといわれている。

しかるに、この漁民組合は何時の間にか消滅した。理由は組合が正しい組織原理をもたず、政党の出店か或いは選挙の具に利用されるだけだったからである。水産年鑑はこの点を正しく指摘している。

『漁民組合は社会党にその基盤をおいて発足し、それが終には社会党の勢力拡張ないしは宣伝の手段に利用されるに至った。一方では、結成当時、すでにこれを次期の選挙運動の具にせんとする方向も見られていた。しかも社会党自身たるや、真に民主政党としての主義と主張に生きるものとして万人から共鳴されてはおらず、殊に漁村においては先入感的に社会党を嫌悪する風潮にあつた。従つて、社会党代議士の漁民組合とまでいわれた組合に生産勤労漁民が積極的に参加しなかつたのも当然の帰結と見られている。』（1948年版）

この組合に正しい組織原理がなかつたという理由は、第1、自営勤労漁民と漁業労働者との経済的範疇の相違を忘れ、前者の小生産者としての性格と後者の企業経営に雇傭された労働者——その多くは前資本制的雇傭関係によるものではあるが——としての性格とを混同し、両者を無差別に同じ運動に動員したこと。第二、漁同組合方式が資本主義の下で果しうる役割とその限界を理解しなかつたこと。第三、漁業の民主化を唱えながら、漁業のどの点を如何に改めることが任務であるかを具体的に理解し、これを実行するという組

合運動の行動目標に欠けていたことの故である。

とはいえ、それはこの組合が制度改革案をもたなかったという意味ではない。この組合の提出した改革案は沿岸漁業権を地区居住漁民で構成する地区漁民会議にのみ与えること、その漁業権は地先水面専用漁業権の枠を広げることによって他の漁業権をも包含せんとしたものではあるが、その漁業権の下での漁家経営のあり方、漁業の発展に伴う漁法や漁種の分岐発展の傾向——これは漁業の発展に必然的に伴うものである——にまで考えおよんだものではない。既存の漁業権の再編成とその享有主体との関係を問題にするだけではまだ制度改革の目標たる漁業生産力の発展と民主化を保証するものではないからである。

後者は戦時水産統制機関の最高位にあった中央水産業会のなかの革新的職員のなかから21年5月、生れた全国漁村青年同盟の運動である。朝日新聞はその事情をつぎのように伝えている。

『農業者、県庁に対する農民の不信が供米の不信となり、供米ルートの途中で横流れする米が食糧危機に拍車をかけて、米の人民管理が叫ばれているとき、漁民も起ち上り、中央水産業会を頂点とし、県水産業会、町村漁業会とつながる系統団体のボス政治と官製ルートを排撃、生産漁民と都市勤労大衆との直結の声が真剣に叫ばれ初めた。すでに革新漁民の中でその断行は初まっている。

この声はいち早く既存系統の中央水産業会のなかから生れた。先きに行なわれた全国漁業系統団体の役員選挙に際して、中水指導課長中地勇栄、同職員組合長大村清隆氏等が漁民の解放を叫んで、多年漁業会に巣食うボスと官僚の結託政治の排撃を叫び、中水職員組合の決議として役員総退陣を要求した。中水では大村組合長以下組合幹部を全面的に解雇し、中地指導課長は辞職して革新派と行を共にした。この改革は、民主主義というのに徳川時代その儘の網元船主への封建的隷属状態におかれていた全国漁民の進歩的な人々の間に反響を生み、250カ町村、3万余の支部組織と同志が集った。その名は全国漁村青年同盟……

中地、奥村、篠塚、大村などの革新の中心となっている人々はつぎのようにいっている。私達は、永い間、日本漁業会の最高指導機関である中水で育った。だから中水を初めとする漁業会指導層の腐敗と船主網元に生殺与奪の権を握られ、未だに奴隷的地位しか与えられていない漁村と漁民の封建性を身に泌みて知っている。全国300万の生産漁民を牛耳るのは極く少数の漁業資本家と2千に足りない網元船主とこれに結託する古手官僚の独裁政治だ。大多数の生産漁民は発言権もなく、本来自由であるべき海面への自由な出漁も漁業権と船と網をもつ彼等に壟断されている。漁業会の彼員は世襲的にその地位が継がれて行き、漁民にはその選挙権も拒否権もない。』（21年5月22日）

これは漁村における封建性と官僚政治との結びつき的一端を示しており、改正漁業法が何故定置および区画漁業についての免許適格性（第14条）を明記せざるを得なかったかを推察せしめるものであるが、この同盟が全国12府県に県同盟、約300の単位同盟を結成したにも拘らず、それは戦時中の増産挺身隊の考え方を民主的な看板に替えたにすぎず、また、この同盟の団結強化を計るというよりも、むしろ中央水産会からの物質的・精神的援助に依存する方向に進んだことは同盟主脳部の出身からみて首肯できない訳ではないが、この時局便乗的な行き方は同盟を地方組織から遊離孤立させ、GHQの示唆を受けて制度改革の要綱作成などの一見華かな活動を展開したものの、真の意味で漁民を結集させることはできなかったのである。

21年末、中水が提出した改革案は戦後もっとも早いもので、すべての漁業権を漁業組合に与え、漁民がこれを運営し、組合自営と共同経営方式を主とし、漁業権の免許および許可は府県および中央の段階でのそれぞれの漁場管理委員会に移管し、この委員会を漁業労務者、自営者、経営および学識経験者をもって組織すること、漁業権の種類を専用、定置および養殖の三つに整理し、かつ専用漁業権を地先水面の根付漁業に限定縮小し、その他のものはこれを許可漁業とするという構想のものであるが、この改革案が民主的な内容のもつにも拘らず、貫徹できなかった理由は、この改革案を地方の同盟組織に十分に理解させ、漁民大衆の政治的運動として下から盛り上げるという大衆路線を採らず、もっぱら中央幹部のみの机上計画に終結したという運動方法の誤の故である。

以上述べた二つの運動は中央から地方への発展経路を採ったものであるが、これに対して、地方からの要望として提出されたものに21年7月、発足した北海道総合開発調査委員会のうちの専門委員会の改革案がある。この案は漁業権を生産漁民の共有とし、漁民に生産協同体を組織させること、そのために現存の漁業会を生産協同体とし、その協同化による近代的生産様式を採用し、協同経営の方法として経営組合という下部組織をつくること、市町村、府県および全国の段階で漁業管理委員会を設置し、各範囲内の漁業を管理すること、休業漁業権に対する取消、許可漁業は経済自由の原則を採ることであって、漁民の生産協同体、下部組織としての経営組合という構想は中国の漁業生産合作社の組織に類似したものである。

以上は民間からの三つの改革案であるが、当時の四つの漁業権のうち、特に定置および区画では漁民の協同組織たる漁業会以外の経営体が所有運営しているものは半分に近いが、それはおもに個人単独経営であり、それらのうち4分の1が休業し、しかもこの漁業権の大半が賃貸されていたという状況（注）は漁業権の不稼働、地主的所有化として問題になるべき条件を備えていたと見ることができる。これこそ漁業の民主化が漁業権所有の問題を中心として展開された所以であるが、同時にまた単にそれだけでは民主化を徹底的に解決したことにはならず、更に一步進むべき生産の仕方、すなわち漁民の個別経営から共同経営への転化を解決すべきであったし、またそのためには漁家のもっとも多く結集している専用漁業権をより深く解析すべきであったにもかかわらず、爾後の改革の過程ではこのもっとも重要な部分が回避されたところに制度改革の不徹底さと資本主義の下での改革の限界とを見るのである。

（注）参考までに農林省水産局が昭和21年6月末現在で調査した漁業権の所有者別比較、着業および休業状況、自営賃貸別経営状況を掲げる。

漁業権所有者別比較

	定 置	区 画	特 別	(小 計)	専 用
漁 業 会 有(A)	13,302(56%)	2,599(46%)	7,697(71%)	23,596(60%)	4,875(93%)
非 漁 業 会 有(B)	9,242(44)	3,085(54)	3,129(29)	15,638(40)	343(7)
(内 訳)					
個 人	7,971	2,908	3,004	13,883	270
会 社	1,320	72	73	1,465	1
市 町 村	85	73	47	205	65
そ の 他	48	32	5	85	12
(A)+(B)	22,724	5,684	10,826	39,234	5,224

着業および休業状況

漁 業 権 数	22,724	5,684	10,826	39,234	
休 業	6,329	520	1,439	8,288	
%	28%	8	13	21	
着 業	16,395	5,164	9,387	30,946	

着業のうち自営、賃貸借別経営状況

総 数	16,395	5,164	9,387	30,946	
(内) 権利者自営	3,139(19%)	2,145(42%)	2,226(24%)	7,510(24%)	
権利者とその他の者との共同経営	1,022(6)	433(8)	368(4)	1,823(6)	
賃 貸 経 営	12,234(75)	2,586(50)	6,793(72)	21,613(70)	
(内) 経営体別分類					
個 人 単 独	12,565	3,757	5,454	21,776(70)	

個人共同	3,628	1,378	3,920	8,926(29)
会社	202	29	13	244
(内) 漁業会有漁業 権のうちで				
会員共同経営	2,163	855	3,479	
漁業会自営	7	2	5	

漁業民主化の角度から制度改革を促進する役割を果たしたのは対日理事会およびGHQであるが、その推進力は米国ではない。戦後、米国の日本漁業に対する関心は、21年1月、国務省および陸海軍連合委員会がGHQに指令した対日水産政策が最初であるが、それは日本の食糧需要に対する漁業の重要性の確認とその再建方策、操業水域の制限ならびに太平洋水域における漁業のうち米国に関係のある面についての調査などの諸事項に限定されているからである。これから判断すれば、GHQが何時漁業制度改革に想到したか、また、その目的は奈辺にあったか、ということは公表の資料による限り明らかでない。ただ21年末に発表された前述の中水案がGHQの示唆によるものであったこと、22年の年頭、GHQ水産部長アダムスが『日本の水産界は漁民の生活水準を向上させるために、近い将来、旧式な方法墨守に基因するいろいろな問題を解決しなければなるまい』と述べていることから制度改革必至の意見がGHQのなかにあったと推定できるだけである。

対日理事会で制度改革の基本方向が明確に示されたのは、22年2月5日、第25回定例対日理事会である。席上、ソ連提案の『日本近海における漁業権』に関連して、GHQは制度改革に対する要望事項として、

1. 各漁村で共同組織の下で漁撈、加工および積送を行なうこと
2. 漁業者の共同体または漁村、漁民組合などを対象として、これに漁業権を無償で割当てること
3. 漁民個人の権利と人権を尊重し、最大限の漁獲を求め得るようにすること

なお、これを実行するための具体的方法として、

1. 漁業権は絶対的に漁業者組合と漁民に与えること
2. 多額の資本を必要とする漁業には漁業者連合体のようなものを組織すること
3. 河川、湖沼などの漁業権は実際業務を担当する個人に与えること
4. 漁業権は、特別の事情のない限り、抵当、売買できないこと
5. 漁業権付与の条件として適当な貸付料と税金を含めること
6. 漁業権は如何なる人によっても自由に利用せらるべきであるが、魚類の保護増殖の原則に従うこと
7. 漁業権、漁区などに関する紛争を解決するために漁業関係調停機関を各地に設置すること

を述べ、第26回で、ソ連代表は更に具体的に、

1. 明治43年法律第58号漁業法ならびにその修正法の全面的撤廃
2. 特別、専用、定置など総ゆる種類の漁業権を撤廃し、これに対して補償しないこと
3. 新漁業法案の作成に当ってはつぎの諸点を基礎とすること
 - a) 海は各国の所有物であり、すべての者に解放さるべきこと
 - b) 漁業権は漁業に従事し、規定の法規を厳守し、税金を支払う総ゆるの人と与えらるべきこと
 - c) 漁業組合を全面的に民主化すべきこと
 - d) 漁業権を担保または貸与の対象としないこと
 - e) 漁業調整委員会を設置し、水産界の各種の紛争調停に当らせること
 - f) 海草、乾草のための沿岸地区私有化の撤廃

を勧告しているが、対日理事会の上述の意見を一貫するものは漁業の封建制を解放し、漁業権を勤労漁民の集団に与えるということである。しかしながら、民主化というただそれだけの措置で漁家の零細経営と低生産性を解決できると考えていたかどうか、また対日理事会として更に細目にまで突っ込んで勧告する権利は

なかったか、という疑問はなお残る。しかし、内容は別として、民間と対日理事会の改革要望は制度改革を推進した重要な契機である。

（三） 政府の制度改革審議の経過

前にも述べたように、政府は21年11月、漁業制度審議の企画室を開設し、22年1月、改正第1次案を、5月には第2次案を発表し、続いて、23年9月に第3次案、24年5月に第4次案ができ、漸く第5国会に提出できたというように改正草案内容は三転四転している。例えば、第1次案の基本点

1. 漁業権は漁民組織たる協同組合および同連合会にのみ免許し、漁業権の譲渡の禁止
2. 漁場の総合利用、漁業紛争を調整する民主的機構として漁業者と学識経験者によって構成する漁業調整委員会を中央および海區別に設置し、漁業権の免許や許可に関する諮問機関とすること
3. 漁場の不在地主化、賃貸借関係を改善するために、賃貸借およびその料金の決定に関しては漁業調整委員会の承認または勧告によって公正を期すること
4. 現在、会社以外のものに免許されている漁業権は、2カ年以内に漁業調整委員会の意見に従って、強制的に関係漁業協同組合に移譲させること

の4点については、(1)の任意加入を原則とする漁業協同組合にすべての漁業権を与えることの可否をめぐる討論があったし、これを考慮した第2次案は、

1. 専用漁業権の享有主体は公法人としての漁民公会とし、他の漁業権は団体または個人に与えてもよいこと
2. 漁民公会は漁業調整機構たる中央、海区、市町村漁業調整委員会に連なる末端の調整機構であり、市町村または部落漁業者およびその従事者の強制加入組織であること。それは主として専用漁業権の享有主体であるが、漁民による漁場の自主的な総合利用の見地から、その他の漁業権の享有も認められること。
3. 個人有漁業権の賃貸借は禁止するが、漁民公会有漁業権の賃貸借は認めること。漁民公会の性格からみて、無理に危険な漁業自営を行なわせることは妥当でなく、公会の総会での民主的討議によって適当な経営者を選択させ、漁業権の所有と漁業経営の分離を認めること。

すなわち、協同組合が漁民公会になるように問題は漁業権の享有主体とその性格、これを構成する漁家との関係を中心として旋回している。なお、第3次案は遂に発表されなかったが、改正漁業法第75条以下の問題、すなわち、漁業権の全面的取消とこれに対する補償 180億円ならびに新漁業権における免許料、許可料をもって25年に互って補償に充当するといういわば派生的な問題に議論が移行したことは、一方では制度改革が更に一歩進で、より具体化したことを示すと同時に、旧漁業権の補償と新漁業権の享有とを絡み合わせることで制度改革をより困難ならしめる可能性をも生ずる。GHQが制度改革の五原則として、

1. すべての漁業権はこれを一応解消し、再分配すること
2. 漁業権の貸付は認めないこと
3. 適格性および優先順位を法律に明記すること
4. 県単位の漁業調整委員会に認めないこと
5. 漁業権そのものの定義は、現行法施行当時とは漁業の実体が変わっているために、現行法とは違ったものにすることが必要であること

を日本政府に指示したことは制度改革をめぐる論争の基準線を確認する必要があるからであろうと想像されるが、この五原則を骨子として、第3次案を更に若干修正したものが24年5月、第5月国会に提出された第4次案であって、第6国会にまで待越、討論され、現行漁業法となったのである。

以上は制度改革までの表面に現われた大体の経緯と主要問題点であるが、ここで見落されている点はこの

改革の過程を通じて、戦時統制経済機構としての水産業諸団体をこの改革のなかに如何に織り込ませ、それによって政府の支配統制力をできるだけ維持温存させようと努力したか、という官僚的支配の新しい方法が見られ、それが戦前の帝国主義支配機構の漁業面での戦後形態を形成し、また、かくすることによって古いものが戦後もなお基底に残存しうる素地となったという点である。

周知のように、昭和18年3月、公布された水産業団体法の漁業機構は市町村を単位として従来の漁業組合を漁業会に、道府県、郡市水産会および道府県漁業組合連合会を母胎とする道府県水産業会に、また帝国水産会および全国漁業組合連合会を母胎とする中央産業会にというように漁業組合を下層単位とする階層的全国組織であり、これら諸団体の事業目的はそれぞれの段階での漁村経済発達のための会員指導であったにもかかわらず、統制機関として指定されてから後の実際の業務は漁獲物の販売、漁業資材の購買と会員への配給を独占するという商業主義的な協同組合経営であって、漁業生産を直接、具体的に指導するというものではなかった。このような漁獲物の販売と漁業資材の配給を掌握することによって生産それ自体を間接に支配するという機構は法規と資金によって経済を支配せんとする官僚支配と同質的であるが、これを支えていたものは戦時における権力機構である。従って、戦後、GHQによって統制団体の統制権が剝奪されると、統制団体は自力維持のために如何に自身の外装を変えるかという問題に直面したのである。この支配機構は市民的のものである。だが、国家権力の直接の保護はなくなっても、もし国家資金を導入し、これを武器として直接生産者たる漁民を事実上、支配統制することができれば、民主的な方法で統制支配を存続することができるし、政府もまた統制団体を掌握することによって末端の漁民を支配できるという相互依存の関係をつくり出すことができるからである。

20年12月、政府が水生業団体法を一部改正して水産業団体役員の任命または認可の制度を廃止し、役員としての理事監事を総会による選挙としたこと、団体を強制的に役立たせるという規定を廃止したこと、従来の統制規程に対する服従命令、役員の解任処分に関する行政官庁の権限を廃止したことなどはその民主化の一步であるが、これに基づいて、21年2月から4月までの間に行なわれた漁業会の役員改選では全国漁業会総数の88%、2,531が選挙を行なったにすぎず、しかもそのうちの1680は前会長の再任、新任会長は僅か851というように、その効果は極めて薄弱であった。これは単なる法令の改廃という措置だけで民主化を実現できるという考え方の甘さを示すと共に、漁民自身が納得して下からの改革を求めるようになるまでにはなお相当の時間と説得が必要であることを実証したものと見るべきである。

新しい役員の選出を不可避ならしめたものはGHQによる公職追放の措置である。戦時中の統制団体役員の退陣は否応なく新しい役員を生み出した。つきは22年の道府県水産業会および漁業会以外の水産統制諸団体の閉鎖命令と臨時物資需給調整法による統制方法の変更が従来の統制団体の独占的地位を転覆したことである。この人的および物的両方面からの、いわば外からの改革は統制団体組織を全面的に潰滅させるか、それとも新しい事態に適応できるように改組するかの二者択一の立場に置いた。政府が採った途はこの統制機能の実質を温存しつつ、外部からの制度改革の要求を採り入れるということであった。統制団体の主要事業が漁獲物の販売と漁業資材の購入、配給であり、またこの団体を通じての融資が末端漁民を統制支配する方法であったとすれば、この販売、購買および信用業務を新制度の下での漁民団体の主要業務とし、また漁業権の享有者をこの団体とすれば、直接生産者としての漁民を統制支配することも可能となり、殊に、信用事業を一般民間銀行から独立し、政府財政と直結した金融機関によって系統化すれば支配統制力は決定的となるからである。実質的にはそれは戦前、沿岸漁業を支配していた問屋融資機構を国家が肩代りすることであるが、この問屋機構は戦時経済の下で消滅していたからである。しかも外部からの改革要求が漁業権の享有者の資格のみを問題とし、この漁業権者と漁民の生産との関係に触れていなかったという事情はこのような統制支配形式の外観的転化を可能ならしめたのである。現在、漁業協同組合で組合員の出資が漁協から上位機関、例えば県漁連などへの出資に振り替えられ、漁協の運営資金は農林中金およびその他の外部借入金に頼り、従ってそれだけ外部借入金に対する支払利子の負担がかかり、大局的に見れば、外部借入金で漁

協を運営しているという実状はこの支配統制方式の結果である。

改正漁業法は旧漁業法のなかの地先水面専用漁業権および特別漁業権に含まれていた幾多の漁業種目を許可漁業に移し、専用漁業権の範囲を縮小することによって、封建慣行の残存物を除去した形を採り、また、これによって漁業経営化に有利な条件をつくり出そうとした。だが、この企業経営化は優先順位規定によって漁民団体に帰属するばかりでなく、しかもそれは漁民団体の自営でなく、その団体に属する個々の漁民直接生産を主とするという迂回的方法によって、結局、専用漁業権の享有者としての漁業組合とのその組合員たる資格による個々の漁民の個別操業という旧い生産関係が維持されるという余地を残している。戦時統制団体を全面的に潰滅させ、漁民自身による新しい生産関係をつくり出すということはいはば下からの改革であって漁民の納得と創意の下で始めて可能であり、それだけに相当の時間的経過が必要だとすれば、後の改革の既存の統制機構を活用し、短時間に、大した摩擦もなく実行できるということでは混乱した状態を回復するに好都合であるが、その代償として、旧制度を土台から根本的に変革することはできない。しかも制度改革後は、系統金融機関を通ずる信用業務によって政府は沿岸漁業をも直接支配することができる。これは上からの改革であった。戦後、一方では財閥解体により、他方ではGHQの政府機構を通じてその占領政策の実行によって、政府の統制支配力が一般的に強化されたとすれば、沿岸漁業の面で上に述べたような複雑な論理と過程を経て、その強化が進められたということこそ、戦後、経済学者達の見落したもっとも重要な点である。

例えば、旧漁業権の補償 180 億円に関連して、『制度改革の意義は、漁業における合理化、近代化の企図が常にチェックされた根本原因であるファンドの欠如による悪循環を補償という財政措置によって打開の端緒をつかみ、漁業権証券の資金化という経済的措置によって正常な循環の起動力を漁業の側に確保しようとするところにある』（農林水産年鑑 51—52 年版, 511 頁）と述べているが、それは融資の途さえ与えれば漁家経済の問題に解決するであろうと極めて単純に考え漁業権の享有者と直接生産者たる漁民との関係、漁業権の範囲と漁民の生産規模の関係、一般にいえば生産関係と生産力との相応的性質が漁家経済に如何なる形の矛盾として現象しているか、また、これこそが沿岸漁業の問題だということ意識していなかったからである。もし漁業権証券の資金化によって漁家経済問題が円満に解決したとすれば、今日『漁業の基本問題と基本対策』を起草する必要はなかった筈である。

『漁業制度改革においては広汎な漁民の要求があったにも拘らず、経営問題が隠蔽され、後にずらされる危険性をもった漁業協同組合への一切の漁業権の集中保有の方式を採らなかったと同時に、また漁業権解放を狭義の民主化の問題に限定することもしなかった。そして端的に漁家経済破綻の原因である分散、零細、個別経営その者の克服を制度的に推進しようとしたのである』（同年鑑 510 頁）とも述べているが、制度改革によって現実に発生した漁業協同組合の事業は間接にしか漁家の生産に寄与し得ない信用、販売および購買だけであって、もっとも肝要な生産活動それ自体は漁業権の枠のなかで漁家の自由に放任され、改革前と同様の零細個別操業が依然として続けられているのである。

では、このような制度改革の途が何故不問に付せられたのか、という疑問が生ずる。周知のように、制度改革の行なわれた時期は片山内閣時代であるが、前に日本漁民組合の個所で述べたように、社会党自身が漁民問題の本質を理解せず、これをもっぱら選挙と党勢拡張に利用したこと、中水の中核とする漁村青年同盟もまた漁村の封建制の物質的基礎が地先水面専用漁業権の所有と利用のあり方に存在することを見落し、企業経営としての漁業をも含めた漁業一般と規定する誤を犯したことにある。

（四） 新生の漁業協同組合制度

制度改革によって生まれた漁業協同組合が以前の漁業会と本質的に相似的であるということは極めて多くの組合が漁業会の看板を裏返しにし、ほとんど全く同一の漁場、同一の漁業種目、同一の漁業技術、同一の

零細個別経営の漁民という基礎の上に出発し、しかも設立以来10年間、この基礎に本質的な変化がほとんど見られないという事実、ことに、水産業統制諸団体から漁業協同組合への資産引継に当って一部不良財産さえも転嫁されたというように、統制団体の資産負債がその儘継承されたという事実からでも極めて明瞭である。漁業協同組合の主要事業は統制時代と同様、信用、販売および購買である。しかるに、農林水産年鑑は『今後のあり方は協同化された漁業よりの出資に対する配当と、労賃収入が収入の主体となり、これに自らの個別漁業の収入が副次的に組み合わせられる形態が採られるであろう』（510頁）と述べている。一体どこにそのような事例が一般的に存在しうる基盤があるであろうか。いま、漁業協同組合の事業の性格および実態からそうでない所以を解析する。

現行法によれば、組合員たる漁家は出資を限度として漁業協同組合の損益の分配、組合財産処分の分配を受けることができるが、この出資組合の事業は主として信用、販売および購買の三つを支柱として構成され、これら業務に対する組合対組合員間の貸借、金銭授受は対等の関係にあり、株式会社における企業と株主の関係に等しい。従って、漁家経営からみれば、組合を利用するも、しないも自由である。例えば、漁家が自己の漁獲物を組合経営の魚市場に出荷することも、しないことも自由であり、また必要資材を必ずしも組合購買部から買わなければならぬという義務もないことを見ればよい。組合が組合員漁獲物の集荷率の上昇を問題とする如きもそうである。このことは漁家経営と漁業協同組合経営とが二元的に併存するという事実に基づくものであって、農漁兼営漁家が一方では漁業協同組合員でありながら、他方では同時に農業協同組合員でもあるという三元的関係の故に、漁協から融資の一部を漁家経営のなかで農業部門に流用すること、漁業収益を次年度の農業生産に投下するということが可能な所以もこの多元的経営構成の故である。従って、漁家が組合員であるからとて、単に漁協問題のみを採り上げて、それだけでは漁家経営問題を解決することにならず、また、逆の場合も不可能だということになる。

このことは漁業協同組合が主として小生産者すなわち10トン未満の漁船による漁業か、或いは海苔、カキの養殖、小型定置を営む漁家から成る組合であり、しかもその組合出資金が一漁家当たり1万円程度にすぎないこと、漁家の農漁兼営比率からでも明らかである。

類型別に見た漁業協同組合数(実数)

	総 数	漁 港	県外出漁	業 種	漁 業 権	組合自営	そ の 他
総 数	3,024	213	512	825	1,499	696	672
経 営 者 組 合	178	41	61	91	88	78	16
小 生 産 者 組 合	1,553	73	206	466	753	298	411
混 合 組 合	1,293	99	245	268	638	320	285

(注) 33年臨時漁業センサス。一組合で両種を兼ねるものもあるからタテ、ヨコの合計は一致しない。
 経営者とは30トン以上、大型定置およびこれらに雇傭される組合員が70%以上のもの。
 (漁業の基本問題と基本対策、附表による)
 なお、ここでの 漁港とは外来船の入港があつたもの。 県外出漁とは自組合員が県外出漁したもの。
 業種とは単一漁業で組合員水揚げが80%以上を占めるもの。
 漁業権とは漁業権漁業の漁獲量がもつとも多いもの。
 組合自営とは組合自営漁業を行なうもの。 その他とはこの何れにも入らないもの。

組合員数別漁業協同組合

	総 数	50人未満	50~ 100	100~ 150	150~ 200	200~ 300	300~ 500	500~ 1,000	1,000人 以上	不明
28年 { 漁協数 % }	2,930 100%	305 10.4	628 21.4	510 17.1	361 12.3	489 16.7	384 13.1	199 6.82	54 1.9	
33年 { 漁協数 % }	3,045 100%	285 9.2	623 20.4	538 17.7	364 12.0	517 17.0	419 13.8	29 7.5	53 1.7	21 0.7

(注) 23年は水産庁、漁業協同組合調査 33年は臨時漁業センサス。

出資金別漁業組合 (単位 1万円)

	総数	30万円 未満	30~ 100	100~ 200	200~ 300	300~ 400	400~ 500	500万円 以上	不明
28年 { 漁協数 %	2,933 100%	1,644 56.0	397 24.0	290 9.83	104 3.52	51 1.7	41 1.4	106 3.6	
33年 { 漁協数 %	3,015 100%	1,225 40.7	720 23.9	871 2.8	15 7.1	103 3.4	77 2.5	267 8.9	21 0.7

1組合当り平均出資額の推移 (単位 1万円)

	27年3月	28.3	29.3	30.3	31.3	32.3	33.3
出資額	45.6	76.7	91.2	107.2	137.5	164.7	197.5
指数	100	168	200	235	301	361	433

(注) 水産庁、漁業協同組合調査による。

漁業種類別農業兼営漁家数

	総数	専業	I種 兼業	II種 兼業	農業専業 世帯	1反歩以上耕地面積経営世帯					
						総数	1反 以上	1~3	3~5	5~10	10以上
漁家世帯総数	197,415	25,014	102,121	70,280	150,392	136,509	30,269	40,971	25,271	26,595	13,403
無動力	74,826	4,821	31,119	38,886		56,737	12,859	18,978	10,768	9,743	4,389
動力3屯未満	75,042	14,871	45,300	14,871		43,524	12,744	15,130	7,903	5,955	1,792
小型定置	6,549	633	4,139	1,777		5,210	761	1,540	1,103	1,191	615
浅海養殖	40,998	4,689	21,563	14,746		31,038	3,905	5,323	5,497	9,706	6,607

(注) 33年臨時漁業センサスによる。

漁家経営が漁協経営と併存するという事は、下表の示すように、漁家の資金借入先の約半分弱が依然として正規の金融機関以外のものに依存し、漁協への依存度が4分の1、かつ農協依存も見られること、また、借入金絶対額が組合出資を遙かに上回ることから明らかである。しかも下表は漁家経営のなかでも比較的上位にある漁家である。これを企業経営体の借入先の一般金融および系統金融機関への依存度が高くなり、しかも両機関への依存度が強く、対等に近くなっているという傾向と比較すればなおさらである。また、漁協の立場から見れば、出資金と組合員貯金が貸付資金として動員しうべき自己資金であるにもかかわらず、組合員への貸付は27年を境として外部借入に依存せざるを得ないようになっている。しかもこの外部借入が結局系統金融機関を通じて政府融資に直結するものとすれば、漁協の信用機能とは政府融資を漁家に通ずる通路にすぎない。他方、漁協の組合員に対する貸付はその組合員の返済資力を基準とするのが実状である。ここから如何にして自主経営として放任されている漁家の生産規模拡大の契機を見出すことができるであろうか。単なる信用供与だけで生産規模を拡大しうるのはそれだけの人的物的条件を具備した大経営に限られる。しかるに、それと同じ方法が漁家にも用いられているのである。

これに対して漁協自営事業とそれへの組合員の参加という形での生産規模の拡大があるという反論があるかも知れない。だが、漁協自営は、現行漁業協同組合法によれば、出資組合であって、その営む漁業への常時従事者の3分の2以上が組合員またはこれと同一世帯者である場合に限られ、いはば特別の場合である。

(水協組法、第17条) また自営事業をもつ漁協は漁協総数の20%以下にすぎない。従って、生産規模という観点をとる限り、漁協の対漁家授信は現実的にどれだけ漁家の生産規模拡大に寄与しているか、を中心として評定すべきである。

1 経営体当り, 漁業者の借入先別, 借入金額 (昭和33年)

借 入 先	動 力 3 屯 未 満		30 ~ 50 屯		
	金 額 (千円)	%	金 額 (千円)	%	
一般金融	都 市 銀 行	0	0	98	3.0
	地 方 "	2	3.1	394	11.9
	相 互 "	3	4.7	282	8.5
	信 用 金 庫	2	3.1	150	4.5
	そ の 他	3	4.1	83	2.5
	小 計	10	15.6	1,007	30.5
系統金融	漁 協	16	25.0	1,073	32.5
	農 協	3	4.7	17	0.5
	小 計	19	29.7	1,090	33.0
財政融資	農林漁業金融公庫	5	1.7	621	18.8
	中小企業 "	0	0	10	0.3
	小 計	5	7.8	631	19.1
そ の 他	頼 母 子 講	5	7.8	2	0.6
	取 引 業 者	1	1.6	144	4.4
	親 戚	18	28.1	81	2.5
	そ の 他	6	9.4	348	10.5
	小 計	30	46.9	575	17.4
	合 計	64	100	3,303	100

(注) 漁業の基本問題と基本対策附表による。

漁 協 資 金 運 用 状 況 (単位 100万円)

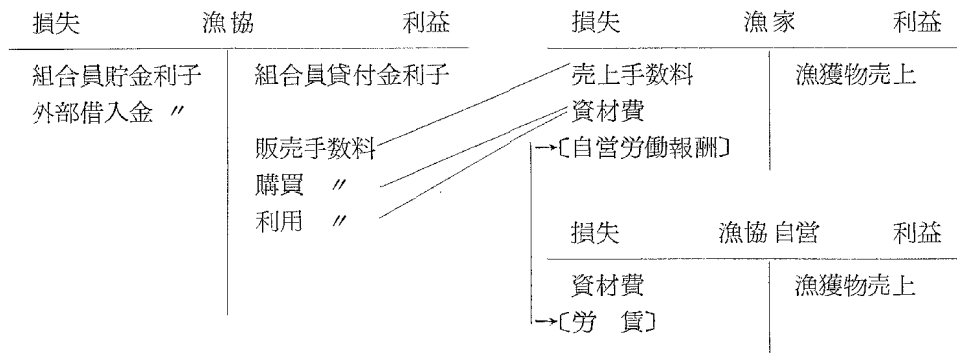
年 次	出 資(A)	貯 金(B)	自 己 資 金 (A)+(B)	貸 付(C)	外 部 借 入 (A)+(B)-(C)
27	1,482	2,023	3,505	2,312	(+) 1,193
28	1,987	2,748	4,735	4,748	(-) 13
29	2,676	3,929	6,605	7,419	(-) 814
30	2,827	4,321	7,148	8,911	(-) 1,763
31	3,624	5,816	9,440	11,611	(-) 2,171
32	4,420	8,456	12,876	14,811	(-) 1,935
33	5,524	11,015	16,539	18,098	(-) 1,559

(注) 水産庁, 漁業協同組合資料。

漁協の第二の事業は組合員の漁獲物の委託販売である。これには二つの場合が考えられる。一つは農協が行なっているように, 組合員の出荷物を取りまとめ, 組合の名をもって他に販売する場合であり, 他は組合員の出荷物を漁協経営の魚市場で個別的にセリ売する場合である。現在, 漁協が行なっている方法は後の場合が主であって, 漁協自体の果す機能は, 都市の商業的魚市場と同様に, 売手と買手の間を媒介する中間商人的役割である。しかも売手である個々の組合員は互に競争者である。買手としての魚商人が同時に組合員である場合や, 大量出荷の組合員で, 魚価の崩落を恐れるのあまり, 他の魚市場に出荷するという事例も決して稀ではない。このことは漁協が売買金額に責任をもつ代りに売買金額に対して売手から一定の手数料を徴するという第三者的, 商人的立場に立っていること, 漁協は漁家経営と不可分の, 同じ利害関係を常にもつものではないということを示すものである。

第三の購買事業は主として漁業資材を外部から買入れ、これを組合員に販売して取扱手数料を徴するもので、組合員が個別的に必要な資材を調達せねばならないという煩わしさを軽減するという点では組合員に有利であるが、その機能はやはり商人的である。経済学者は工業製品としての漁業資材と漁獲物との缺状価格差が漁家経営を不利ならしめる条件と述べており、また確かにそうであるが、漁協の購買事業という立場から見れば、一定率の取扱手数料を徴する限り、この価格差は必ずしも不利ではない。

以上述べた漁協の経済事業の外に、第四として利用事業、例えば、冷凍、充電等の設備を組合員に利用させて一定の手数を徴する事業があるが、これら諸事業を一貫するものは組合員たる漁家と外部世界とを結びつける銀行的および中間商人的機能であって、その機能は既に統制諸団体が行っていたものと本質的には同一である。漁協と漁家の損益計算を比較すれば、諸項目の損益は互いに相反的であって、漁家の自営労働報酬は漁協の損益計算とは全く無関係であり、組合員参加の漁協自営の場合に始めてこれが労賃として現われるという関係がこれを示している。



漁業制度改革の目標の一つが漁家の零細、手工的、個別的低生産性を高めることであつたとすれば、これをマニファクチュア化し、或るいはさらに機械化する以外に途はない。これは経済の鉄則である。しかるに制度改革はこの課題に積極的に取組むことをせず、戦時の統制機構を如何に維持温存するかを主眼とした。改革当事者は或るいはこれを意識していなかったかも知れない。だが、改革の結果は客観的には正にそうである。現行漁業協同組合制度がこの鉄則にどの程度に即応しうる態勢にあるかを分析することが必要な所以はここにある。

制度改革の目標の第二が民主化にあつたとすれば、漁業協同組合が旧漁業組合の名称を変えたにすぎない漁業会の看板を裏返しにし、しかもそれをほとんど全く同じ浦浜地域を基礎とする地区漁業協同組合として再出発したものが大部分であつたということは民主化を不徹底ならしめた重要な原因である。漁村の旧慣尊重が徳川時代以来の封建制を沿岸漁村にいまなお根強く存在せしめる社会的基礎であるとするれば、これと同じ基盤の上に漁家経営が同一漁法の儘で持続されながら、この漁家に封建制を脱却するよう求めること自体極めて不合理だからである。漁業組合の漁業権所有と所属漁民の個別操業という関係は、基本的には漁協と漁民との関係と同一である。しかるに前の関係は封建的であるが、後の関係は民主的であると規定することは背理である。前にも述べたように、制度改革の諸提案がただ漁業権享有主体だけを問題にして、この享有主体と漁家との関係を究明しなかつたことが制度改革の欠陥の一つであるが、これに加えて指摘すべきことは、昔は地先水面専用漁業権と呼ばれ、現在共同漁業権と呼ばれようとも、その経済的実態が同一である限り、専用漁業権の下での漁家の社会的経済的関係は依然として共同漁業権の下での漁家を支配するであろうということ、してみれば、漁村の封建制は一体漁業における社会的経済的関係とは別の根源によるものであつたのかという疑問を生ぜしめる。現在の共同漁業権の下でも、例えば、小型定置と一本釣とは同時に別々の漁家が操業する場合には漁場利用に矛盾衝突を生じ、またこの調停は漁協のなかで解決されることになっており、それが大衆組織としての漁協の民主的である所以とされている。しかしながら、このような調停機能は旧漁業組合当時でも実行されていたものである。

水産業協同組合数

	29年	30	31	32	33	
地 区	沿海 {出資 漁協 非出資 //}	3,146 26	3,127 26	3,115 47	3,114 26	3,120 286
	内水面 {出資 // 非出資 //}	623 304	643 299	658 296	648 301	233 112
業 種 別	{出資 // 非出資 //}	246 13	246 15	254 6	267 7	60 9
	漁協計	4,358	4,356	4,376	4,363	4,351
漁業生産組合	732	793	816	862	868	
水産加工業協同組合	224	222	216	222	219	
単協合計	5,314	5,371	5,408	5,447	5,447	

(注) 水産庁, 水産業協同組合統計表。

民主化は集団労働のなかでの個人対個人の共通平等の経済的関係を基礎として初めて社会的原則となる。民主主義原理が資本主義社会における労働者階級の生成発展をまっけて初めて確立されたこと、また、古代ギリシャの市民社会が奴隷所有者としての市民という共通の基盤の上に成立したものであることは周知の事実であるが、漁協のなかでの漁家相互の関係は平等であり、従って、民主的であると仮定しても、この関係自体が封建制の基礎の上に構成されたものの継続である限り、個別操業から集団操業、共同経営という現実の生産面での変化を通じて具体的に漁家関係を変えようという措置をとらないでは、真に民主化を実現することは至難である。しかるに、制度改革が採った方法は旧制度を維持温存させながら、漁村に民主化を期待するというものである。原則として具体的な生産労働の面で漁家の個別操業を集団操業に切替えて行くことによって、そこに初めてマニュファクチュアの協業と分業が成立し、またその作業を機械化することも可能となるのである。漁業の近代化はこの過程を実行する以外に途はない。漁場条件が違い、漁種、漁法が地域毎に違う沿岸漁業にあっては共同經常化のために採るべき具体的な手段方法もまた千差万別であって、技術指導、経営方法、融資の特別措置など細かい配慮が心要であり、それだけに単なる官庁的指令一本で集団操業化が直ちに実行できると考えることは極めて甘いといえる。しかるに、この指令さえも出ていないし、また、漁業協同組合制度その者がこの態勢をとるようになっていない。農林水産年鑑は『一切の漁業を協同化する必要はない。部落なり、村なり、海区にはそれぞれその漁業を誰が把握するかによって水面利用関係を根本的に改革しうる可能性を開き、また漁獲物の販売の主体の変化を齎らし、それが流通部面にも決定的に影響齎らすような漁業がある。このようないはば主幹漁業ともいべきものを思い切って協同化することが肝要である』(51-2年版, 510頁)と述べているが、具体的に漁協を如何に指導、援助したということこそ問題である。

然るに同年鑑は漁協不振の原因としてつぎの7点をあげている。

1. 漁協の発足までに相当の空白期間があり、かつ戦後インフレの収束期に際会したこと
2. 組合の事業活動に対する組合員の理解が乏しく、出資や事業利用が不充分であったこと
3. 設立に当って經常体としての規模や機能を無視した零細組合が濫立したこと
4. 25年4月、鮮魚介の統制廃止による単価の変動に対する漁協活動の不適切
5. 役員が自由経済下の事業経営方法に暗かったこと
6. 水産業団体から漁協への資産引継に当って一部不良財産を引継、また引継財産を不当に高く評価したこと
7. 事業や設備の資金が涸渫したこと

発足までに相当の空白期間があったことは新制度の本質や運営方法を末端まで徹底させるにむしろ有利である。にもかかわらず、これを不利と考え、資金潤濁や零細組合の濫立をあげるということは、この間政府がほとんど何らの措置を講じなかったということである。実質的には漁業会の延長となるように改革を進めながら、組合員や仮職員に連れ制度としての漁協活動を期待することは矛盾である。組合員や役職員が漁業会当時と同様の考え方で、看板を裏返しにすればよいと考え、漁業会当時と同様の運営をしたということは自然である。責めらるべき者は組合員や役職員ではなく、逆に政府当局である。制度改革の基本的方針と性格にもっとも忠実であった者はむしろこの組合員や役職員である。新漁業法の発足に当ってGHQの担当責任者は、これで漁村の民主化と漁民の生産性向上が確保されると述べているが、もし同年鑑の執筆者もそう信じ、現実の推移が必ずしもそうでないことを見て、その責任を一切漁協に転嫁しようとしたのがこの原因の指摘であったとすれば、あまりにも身勝手である。制度改革の狙いは漁家経営や漁家の集団組織たる漁協を改善することではなく、むしろ漁業会制度の温存によって支配統制を維持することであった。もし真に民主的な制度改革を期待するのであれば、漁業会制度とは無関係のものをつくるべきであった。これが今日漁業の基本対策を考えるに当たっての前提条件の一つである。

地区の地先水面を漁場とし、漁種を限定しないで地区漁民に利用させるという専用漁業権の考え方は漁業資材の自給、漁獲物の地区周辺での消費という自的小世界を前提として成立する経済である。この漁場資源が彼等漁民の生活根拠であるという生活権的な考え方はそれから派生したものである。しかるに近代生活の発展はこの小世界を破壊した。今日、油、漁網、ゴム製品などの漁業資材で自給し得るものは皆無、漁獲物の販売市場もまた都市である。自的小世界を基礎として存在して社会的経済的関係が封建制であったとすれば、経済の実態が既にこの小世界を破壊した以上、従来の封建制と呼ばれた社会的経済的関係と矛盾してくるのは必然的である。漁村の民主化の声の経済的根拠はこれであった。しかるに漁業協同組合は漁村と都市との間の資材と漁獲物の流通上の導管であるが、また、この流通から生ずる諸問題、例えば、工業製品や遠洋漁獲物との価格関係などが招来する漁家経営の崩壊を直接漁民に意識させないための緩衝器の役割を果すことによってかえって歴史の進行を阻止することにもなる。それは漁協の組合員貸付金の焦付きとなって現われる。しかも漁協は漁家生産に対しては傍観者の立場にある。沿岸漁業のなかでも比較的大きな企業経営体が次第に漁協関係から離脱する傾向にあるということはこの緩衝器的役割が企業経営体の活動と矛盾するからである。制度改革が生み出した漁業協同組合のこの歴史的意義とその限界が明瞭に現われてきたのが現在である。